

# 00 佐賀県立伊万里実業高等学校 生徒心得

令和3年4月 1日施行  
令和6年3月31日改定  
令和6年4月 1日施行  
令和7年3月31日改定  
令和7年4月 1日施行

## 【生徒心得】

本校生徒は、佐賀県立伊万里実業高等学校の生徒であるという自覚と誇りを持ち、常に自分の行動に責任を持ち、秩序ある学校生活を送るよう努めなければならない。

学校生活において、自分自身を客観的に見つめ、自ら考え判断できる能力や感性を身につけ、即戦力として社会の第一線で活躍する人材となれるよう、下記の点に留意しながら学校生活の充実に努めなければならない。

## 第1 「身だしなみ」について

伊実生として、清潔・端正な「身だしなみ」を心がけ、秩序ある高校生活を送るため以下の点に留意する。

### 1 制服について

#### (1) 冬服

- ア 本校指定の冬服を着用する。
- イ 上着には本校指定の胸章を付ける。

#### (2) 夏服

- ア 本校指定の夏服を着用する。

#### (3) その他

- ア ベルト、通学カバンは本校指定のものを使用する。
- イ 靴下は、原則本校指定とする。それに準ずる靴下を着用してもよい。
- ウ 通学靴はローファーもしくはスニーカーとする。

### 2 防寒具について

- (1) セーター等はネクタイが見えるVネックタイプを着用する。
- (2) 防寒着、マフラー、ネックウォーマー、手袋は華美でないものを着用する。
- (3) タイツは模様なしの黒色を着用する。

### 3 髪型について

伊実生としての自覚を持ち、高校生らしい清楚な髪型とする。

- (1) 前髪は眉から出ないようにする。横髪は耳にかからないようにする。
- (2) 後髪が襟より長い場合は、華美でないゴム紐で結ぶ。
- (3) 染色・脱色・パーマ等の加工はしない。
- (4) 特異な髪型はしない。

### 4 その他

- (1) 化粧及びアクセサリー類（ピアス等）の着用は原則としてしない。
- (2) 眉の細剃りやまつ毛の加工はしない。

## 第2 スマートフォン・携帯電話の使用について

- 1 校地内でのスマートフォン・携帯電話の使用は原則禁止する。
- 2 校地内に持ち込む場合は、電源を切り、通学カバンに入れて保管する。

## 第3 免許取得について

バイク免許・自動車免許の無断取得は禁止する。

## 第4 アルバイトについて

原則として長期休業中のアルバイトは認める。但し、事前に必ず届け出を生徒指導部に行う。課業中のアルバイトに関しては一定の条件を満たしている生徒にのみ保護者の責任のもと認めることもある。